

金融所得課税のあり方について

野村 容 康

本稿は、十月九日に開催された「三二講演会」の講演内容をとりまとめたものです。

当研究所では、原則月に一回外部の講師にお願いして講演会を開催しておりますが、研究所に所属する研究員の様々な研究成果についても、活字だけでなく口頭で発表することも有意義であり、また研究員の研究活動の励みにもなると考えまして、本講演会を企画したものであります。今回は、その第一回として、研究所で専ら税制を研究している野村容康研究員が発表することにいたしました。

証券税制については、日本証券業協会等による多大なご努力の結果、一心、今回の株式譲渡益課税の改正案という形で固まりましたが、依然として配当課税や投資信託課税など大きな問題が残されており

ます。また、譲渡益課税も、今後の適用については、色々と詰めなければならぬ点が多々あると思われるます。

今後、このような税制論議を行うにあたっては、最近の租税理論や財政学会等での議論を参考にすることも重要であり、そのため、研究所では早稲田大学の馬場義久先生（当研究所理事）等にご指導いただき、以前から色々と勉強してきたところであります。最近、研究所から『北欧諸国の租税政策』という本が出版されましたが、それはいわゆる「三元的所得税論」が実際の税制として採用されている北欧諸国の例を紹介したものです。今回の発表では、そういったことについても触れております。

はじめに

ご紹介いただきました日本証券経済研究所の野村でございます。本日はよろしくお願いいたします。今回は、非常に大きなテーマですけれども、

「金融所得課税のあり方について」ということでお話をさせていただきました。すでに、皆さんご承知のことと思いますが、先日、与党三党の証券税制に関する改正案が発表されました。そこで、本題に入る前に、まずここでどういったような変更が打ち出されているのかという点について、簡単に確認しておきたいと思えます。

全部で大きく五つの変更点がありまして、一つ目が、株式キャピタル・ゲインに対する申告分離課税への一本化が平成一五年二〇〇三年四月だったのが、それが三カ月前倒しされるといふ点で

す。

二つ目が、一〇〇万円の非課税制度が今年の一月から実施されておりますが、その適用期限が一〇〇三年四月までとされていたのを二〇〇五年二月末までというように延期することです。

三つ目としましては、申告分離一本化後の税率についてで、最終的には二〇%となる予定ですが、二〇〇三年一月から二〇〇五年末までの三年間に限っては、一年超の長期キャピタル・ゲインは一〇%に引き下げる。

四つ目が、申告分離一本化後の二〇〇三年から、かねてから懸案であったキャピタル・ロスの繰り越し控除制度を導入するというもの。

それから最後に、改正の最大の目玉と言われておりますが、以上のような措置と並行しまして、元本、つまり購入価格一〇〇〇万円までにもとづ

く長期キャピタル・ゲインを、二〇〇五年から二〇〇七年中の三年間に売却した場合には非課税にする、という新たな時限措置も提案されています。

結局いじくつたのは、株式譲渡益課税だけということ、抜本的な証券税制改革にはほど遠いと評価せざるをえません。また、これから国会に提出されて不確定な部分もありますが、今後の改定スケジュール等を考えますと、譲渡益課税はかなり複雑になってくるという印象を受けております。ただ、今回の報告内容は、この改正案の細かな点について余りどうこう言いつもりはありませんで、論題のとおり、今後の金融所得税制のあり方について、もっと税の基本に戻って考えてみようという趣旨であります。

結論としては、今後の所得税の方向性として、後で説明させていただきますが、二元的所得税の

ような形に持っていくのが、現実的にも理論的にも妥当なのではないかということでもあります。

一 戦後の金融所得税制の変遷

まず、皆さんご承知のこととは思いますが、これまでの日本の金融所得税制がどのような推移をたどって今日のような姿になったのかを、簡単に振り返っておきたいと思えます（表1参照）。

よく戦後の所得税制の出発点と言われるのがシャウプ勧告ですが、実は、そのシャウプ勧告の前年である一九四八年にも税制改正が行われておりまして、それほど大規模な改革とは言えませんが、総合課税に近づける試みがなされております。すなわち、その改革以前は、分類所得税と総合所得税の二本立ての制度がとられていたのですが、この年に、総合所得税に一本化されております。

表1 証券税制の変遷（金融所得課税を中心に）

年	主な改正事項	
1949年	シャープ勧告	
1950年	利子・配当・有価証券譲渡益の総合課税化	
1951年	利子の源泉分離選択課税（50％）の復活	
1952年	配当の源泉徴収（20％）復活	
1953年	有価証券譲渡益の原則非課税化 有価証券取引税の創設（株式等0.15％） 利子の一律源泉分離課税（10％）	
1954年	配当の源泉徴収税率の引下げ（20％→15％）	
1955年	利子非課税化 配当の源泉徴収税率の引下げ（15％→10％）	
1957年	短期貯蓄（1年未満）のみ源泉分離課税復活（10％）	
1959年	長期貯蓄の源泉分離課税復活（10％）	
1961年	有価証券譲渡益のうち一定の大口取引の課税化	
1963年	利子・配当の源泉徴収税率の引下げ（10％→5％）	
1965年	利子・配当の源泉徴収税率の引上げ（5％→10％） 配当の源泉分離選択課税（15％）、申告不要制度の導入	
1967年	利子・配当の源泉徴収税率の引上げ（10％→15％） 配当の源泉選択税率の引上げ（15％→20％）	
1971年	利子の源泉分離選択課税（20％）の復活	
1973年	利子・配当の源泉選択税率の引上げ（20％→25％） 有価証券取引税の税率引上げ（株式等0.15％→0.3％）	
1976年	利子・配当の源泉選択税率の引上げ（25％→30％）	
1978年	利子・配当の源泉徴収税率の引上げ（15％→20％） 利子・配当の源泉選択税率の引上げ（30％→35％） 有価証券取引税の税率引上げ（株式等0.15％→0.45％）	
1981年	有価証券取引税の税率引上げ（0.45％→0.55％）	
1987年	抜本的税制改革	
1988年		<ul style="list-style-type: none"> ・マル優原則廃止 ・利子一律源泉分離（20％） （金融類似商品なども同様の課税） ・有価証券譲渡益課税の原則課税化 （譲渡代金の1％による源泉分離課税の導入） ・有価証券取引税の税率引下げ（株式等0.55％→0.3％）
1989年		
1996年	有価証券譲渡益課税の適正化（みなし譲渡益5％→5.25％） 有価証券取引税の税率引下げ（株式等0.3％→0.12％）	
1998年	有価証券取引税の税率引下げ（株式等0.12％→0.06％）	
1999年	有価証券取引税の廃止	
2001年	株式譲渡益課税の100万円特別控除（申告分離課税の選択時）の創設	

す。また、注目すべき点としては、その際、所得税と法人税の二重課税の問題が考慮されまして、一五%の配当控除制度が創設されたということでもあります。ただ、キャピタル・ゲインについては全額を課税するというのではなくて、個人段階でその半額が課税されることになりました。

そうした改革を経て、一九五〇年からシャウプ勧告が実施に移されているのですが、このシャウプ税制は、利子、配当に加えて、キャピタル・ゲインに対しても全額総合課税を行ったという点で、非常に画期的であったと言えます。キャピタル・ロスについても、総合所得から全額控除を認める。と同時に、このとき法人税は所得税の前取りであると明確に規定されまして、配当控除は、それ以前の一五%から二五%に引き上げられております。このように、一旦は総合所得税という、ある意味では所得税の理想に近い形が実現したの

ですが、ご承知のように、このような姿は時を置かずして、脆くも崩れ去っていくことになりました。

その後の変遷についてどうなったのか簡単におさらいしますと、まず利子課税については、一九五一年に源泉選択課税の導入があり、シャウプ税制から一年後に、早くも総合課税の原則が崩れております。五三年に一律源泉分離課税、五五年にはとうとう非課税になってしまいます。主に、貯蓄優遇といいますが、資本蓄積の促進という政策的観点から、この間、少額貯蓄非課税制度、いわゆるマル優の創設もありまして、戦後を通じて利子は明らかに、他の資本所得に比べて優遇されてきたと言えます。

一九七一年に源泉選択課税が復活して、このとき総合課税への第一歩ではないかと期待されたのですが、一九八八年の抜本的税制改革の一環で、

利子については二〇%の一律分離課税となり、同時にマル優は原則廃止となつて今日に至つております。

配当課税については、戦後しばらく総合課税が続きますが、そのために税務行政上の問題も含めまして、利子—配当の税制上のアンバランス論が証券界から長く主張されてきたところであります。その結果、一九六五年、この年はちょうど証券恐慌時でありましたが、少額配当の申告不要制度（一〇%の源泉徴収）と一五%の源泉分離課税が導入されて、このとき現在の配当課税制度の原型ができたと言えます。ただ、様々な金融所得の中でも、配当所得に関する限りは、戦後一貫して、配当控除と結びついた形の原則総合課税というスタンスがとられてきたということであります。

それからキャピタル・ゲイン課税ですけれど

も、これも改めてお話しする必要はないと思いますが、シャウプ税制の誕生から三年後の一九五三年に、一部の大口取引などを除いて、原則非課税となつています。このように、三年間で総合課税が放棄された背景としては幾つかあるのですが、その当時、株式譲渡益が申告所得に占める割合が非常に低くて、調べたところ、多くて〇・〇五%ほどであつたということです。ちなみに、現在、一九九九年の時点ですけれども、キャピタル・ゲインの税収、申告分離と源泉を合わせたものが、これが大体五五〇〇億円ぐらい。所得税収が一五兆円ですので、キャピタル・ゲイン税収が所得税に占める割合は、大体四%弱になります。いかに、シャウプ税制のときのキャピタル・ゲイン課税が税収調達力に欠けていたかがわかるかと思ひます。

税収があがらなかつたということは、所得の捕

捉が難しかったということで、そのため、納税者と税務署との間でその年の譲渡益がいくらかという点で紛争が生じやすかったということも聞いております。また、総合課税を廃止した理由としては、証券市場の発展が阻害されるという懸念もあつたようであります。

いずれにしても、当時の譲渡益課税は、税務コストがかかるだけで、税収調達上ほとんど機能しなかつたことから、原則非課税とされまして、その代わりに、徴税面で非常に効率的な有価証券取引税が創設されることになりました。そして長きにわたつて非課税の状況が続いた後、一九八九年にようやく原則課税に戻り、そのとき二六%の申告分離課税と売却額の一%にかかる源泉分離課税という選択制度が導入されたことは、既にご承知のことだと思います。九六年には、みなし利益率が五%から五・二五%に引き上げられて、実質的に、

売却額に対する一・〇五%の課税となり、現在でもそのようになっております。一九九九年には、有価証券取引税が廃止されています。

そしてこの秋には、先ほど申し上げましたように、市場活性化策の一環として、申告課税を条件に一年超の長期キャピタル・ゲインに対する一〇〇万円の特別控除制度が創設されております。

二 金融所得税制の国際比較

このような経緯を経て成立した現行の金融所得税制ですが、これを諸外国と比較してみたいと思います。あわせて、別の国際比較表(表2)をご参照ください。

表の順序が前後して恐縮ですが、まず利子については先ほど言いましたように、日本では一律一〇%の源泉分離課税で、もちろん法人段階では借

表 2 個人投資家のキャピタル・ゲイン、利子、配当に係る税制の各国比較

1. キャピタルゲイン課税

平成13年 4月

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
キャピタルゲイン課税	申告分離と源泉分離の選択制 ①申告分離…譲渡益に26%の税率で課税 ②源泉分離…譲渡代金に1.05%の率で課税	総合課税	総合課税 (10%、20%、40%の3段階)	申告分離課税 (26%のうち10%は付加税)	原則非課税 (大口取引、営業用資産としての譲渡、保有期間1年以内の譲渡は総合課税)
(・優遇措置 (非課税枠・長期優遇))	—	長期(1年超) 保有の場合、キャピタルゲインを他の所得に上積みした場合の限界税率に 応じ、優遇税率が20%。通常税率が15%の場合(は10%)を適用。	①年間7,500ポンドまで譲渡益非課税 ②保有期間に応じた段階的控除(保有期間が4年以上で、課税対象額が最大で25%に減額される)	年間5万フランの譲渡総額まで非課税	①大口取引(注)については、譲渡益の額に応じて最大20,000マルク控除された上で総合課税。 ②保有期間1年以内の場合の譲渡益は、1,000マルク以下の場合、非課税。
・損失の他の所得との通算	—	年間3,000ドルを限度に可能	—	—	可能 (大口取引、営業用資産としての譲渡の場合に限る)
・損失の繰越し	—	無期限に可能	無期限に可能	5年間可能	無期限に可能 (大口取引、営業用資産としての譲渡の場合に限る)

(注) 大口取引とは、譲渡前5年間のいずれかの時点で資本の10%以上を保有していた者が一定数量を譲渡する場合の取引をいう。また、2002年から、①大口取引について、これまでの「10%以上を保有」から「1%以上を保有」に変更され、また、②保有期間1年以内の場合の譲渡益が半額に減額されるなどの改正が行われる予定。

[参考]

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
所得税率	10～37% (4段階)	15～39.6% (5段階)	10、22、40% (3段階)	10.5～54% (6段階)	22.9～51% (方程式)

2. 配当課税

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ(注2)
配当課税	<p>総合課税 (ただし、1回の支払いが25万円(年1回50万円)未満の場合には、源泉分離課税(税率35%)の選択可) 少額配当(1回の支払いが5万円(年1回10万円)以下のももの)については、確定申告不要(源泉徴収20%)</p>	<p>総合課税 (源泉徴収なし)(注1)</p>	<p>総合課税 (他の通常の所得に上積みした場合の限界税率に低下し、基本税率(22%)以下に属する部分は10%で課税) それ以外は32.5%で課税)</p>	<p>総合課税 (源泉徴収なし)</p>	<p>総合課税 (源泉徴収25%)</p>
二重課税の排除方法	<p>(個人所得) 配当所得を合算した課税総所得金額1,000万円までは受取配当の10%、1,000万円を超える部分は5%を所得税額から控除。 (注) 地方税部分についても、別途、税額控除(1,000万円まで)は28%、1,000万円を超えたる部分は1.4%)</p>	<p>(個人所得) 調整を行わない。</p>	<p>(個人所得) 受取配当とその10/90を課税所得に算入し、受取配当の10/90から算出された所得税額から控除する。</p>	<p>(個人所得) その1/2を受取配当と算入し、受取配当の1/2を算出された所得税額から控除</p>	<p>(個人所得) その30/70を受取配当と算入し、受取配当の30/70を算出された法人税額から控除</p>

- (注) 1. アメリカでは、納税者番号を申請しなかった者は31%の税率で源泉徴収される。
2. ドイツでは、2001年以降、法人税率を25%に一本化し引下げるとともに、2002年の配当分からは、法人が受け取る配当について非課税とする。ドイツでは、個人が受け取る配当についてはその半額のみを課税対象所得に算入する半額課税方式が適用される予定。
3. インビュテーショナル方式とは、受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算された法人税の金額を控除する方式である。

3. 利子課税

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
利子課税	源泉分離課税 (税率20%)	総合課税 (源泉徴収なし) (注)	総合課税 (10%、20%、 40%の3段階) (源泉徴収20%)	総合課税 (源泉徴収なし) と源泉分離課税 (25% (うち10 %は付加税)) との選択制	総合課税 (22.9%~51%) (源泉徴収30%)

(注) アメリカでは、納税者番号を申請しなかった者は31%の税率で源泉徴収される。また、フランスでは、匿名債券の利子について、60%の源泉徴収を行う。

(資料) 日本証券業協会 (未定稿)

入れにかかる利子は損金算入されて、課税ベースから控除されます。

他の諸外国ではどうかと言いますと、ここで取り上げておりますアメリカ、イギリス、フランス、ドイツのすべての国が総合課税を実施しております。その中で、ほとんどの国が源泉徴収を前提としているのに対して、アメリカだけが原則として源泉徴収を行っていません。これは、基本的にアメリカでは、納税者番号制度によつて所得の捕捉がある程度担保されておりますので、源泉徴収に頼らず、納税者の申告に基づいた課税ができているということであります。

次に配当ですが、日本の場合は年間の受取り配当額に応じて、(1)二〇%の源泉分離課税、正確には二〇%を源泉徴収してからの申告不要制度、(2)三五%の源泉分離課税、(3)総合課税というように、金額に応じて少し複雑な制度がとられており

ます。法人段階では、支払い配当は損金算入されず課税されません。

この点から「配当の二重課税」が問題になってくるのですが、日本では、総合課税の場合に限って一〇%、地方税を含めると二二・八%の配当控除が認められております。また、法人間での二重課税調整については、通常は配当の二〇%の部分にだけ課税されることになっております。持ち株比率が二五%を超えることを基準にして、二つの法人が親子関係と認められる場合にだけ、益金不算入で非課税になるということであります。

外国ではどうかといいますと、配当は、利子と同様に、基本的には総合課税の扱いになっております。配当の二重課税に対しては、ご承知のように、アメリカは何もやっております。それに対して、他の国ではインピュテーション方式が採用されております。これは、表の(注)3に説明があ

りますが、「受取り配当に対応する法人税を加えて、その法人税課税前の配当に個人課税を行う」とで、算出された税額から、前取りされた法人税額を控除する」という配当税額控除方式です。

ただし、この表の中で、ドイツとフランスは受取り配当にかかる法人税額をほぼ完全に排除してありますが、イギリスは、法人税の一部しかインピュテーションをやっておりません。イギリスの場合、法人税率が三〇%ですので、受取り配当にかかった法人税額は、ドイツと同じように受取り配当の七分の三になるというのがわかるかと思えます。したがって、正確にインピュテーションをやるためには、表の九〇分の一〇というところを七分の三にする必要があります。

ちなみにドイツでは、(注)2にありますように、これまで法人税の配当軽減制度というのがあって、配当に対して三〇%、留保に対しては四

○%が課されていたわけでありませんが、この制度が今年から廃止され、法人税率は、法人利益が分配されたかどうかにかかわらず、一律二五%となっておりません。同時に、それに対応する形で、来年からは従来のインプティション制度が廃止されて、配当はその二分の一、半額だけに課税されるのが昨年の税制改正で決定されておりません。

キャピタル・ゲイン課税についても、先ほど申し上げましたように、日本では申告分離課税と源泉分離課税の選択制で、現段階では譲渡損失の翌年以降への繰り越しは認められておりません。表には載っておりませんが、先物とかオプションといった派生取引やゼロ・クーポン債などに関わる譲渡益は総合課税、利付債は非課税となっておりません。ちなみに、法人留保課税の二重課税問題については、ほとんどの国でも同じだと思いますが、

租税政策上何の考慮もされてありません。

これに対して、アメリカでは、長期キャピタル・ゲインについては最高二〇%で、二段階の総合課税です。ロシアは年間三〇〇〇ドル、夫婦の場合ですが、これを他の所得から引くことができますし、繰り越しも無期限に可能となっています。総合課税を基本とする以上、当然の措置だと言えます。

よく日本の譲渡益課税が、現行の税率、二六%ですけれども、このまま申告分離一本化された場合に、アメリカよりもいつそう重い制度になるのではないかといったことが言われますが、実は必ずしもそうではないのです。注意すべき点として、まず、アメリカが二〇%と言われるのですが、これはあくまでも連邦税の数字だけでありまして、州や地方の個人所得税を考慮していないということですから。日本の二六%という数字は、もち

るん二〇%の国税と六%の住民税を考慮しており
ます。したがって、アメリカの場合も地方税を考
慮しないとこれは不公平だということです。

アメリカでは州によって個人所得税がないこと
もあるのですが、例えばメイン州では八・五
%、ワシントンDCでは九・五%の最高限界税率
で所得税が課されるので、それを考慮すると、ア
メリカでも相応の税率が長期キャピタル・ゲイン
に対してかかるということです。

また、保有期間が一年を超えた長期のキャピタ
ル・ゲインに二〇%が適用されるのですが、一年
以下の短期キャピタル・ゲインについては、最高
三九・六%がかかります。今年成立したブッシュ
政権による税制改革法では、二〇〇六年までに三
五%まで引き下げられる予定になっていますが、
今の制度として、最高約四〇%に地方税を考慮し
た税率で課税される。それに対して日本では、も

ちろん短期のキャピタル・ゲインについても二六
%である。

その一方で、現行のまま申告分離に一本化した
場合に、日本の制度がアメリカよりも重くなる要
素としては、例えばロスの控除が不完全にしか
されない点があります。つまり、日本では譲渡損
失は、当年度の譲渡益からしか控除できないこと
です。

それから、アメリカは総合所得課税が原則です
ので、他の所得の少ない人は、例えば長期キャピ
タル・ゲインに対する税率が一〇%になったり、
場合によっては、非課税かもしれないということ
です。それに対して日本では、課税所得の大き
さに関わらず、一律二六%になるといことです。
そういった点を勘案しますと、一概に、どっちが
重くなるというようには言えないのではないかと
結局、個人の事情、例えば保有期間の長さとか、

ロスが大きさが幾らになるとか、他の所得の大きさが幾らかとか、そういった要因によって両国での税負担が変わってくるということでありませう。

次に、イギリスでは最高四〇%の三段階の総合課税ですが、表にありますように、年間七五〇〇ポンドまでゲインは非課税となります。さらに、保有期間に応じた段階的控除が適用可能となっております。ただし、表中の「保有期間が四年以上で、課税対象額が最大で二五%に減額される」とありますが、これはあくまでも営業用資産の場合でありまして、通常の株式保有の場合には、三年超から段階的に控除額が減額されます。そして、一〇年超保有してゲインを実現した場合に、最大六〇%に課税額が減額されることとなります。つまり、一〇年間保有して株式を売った場合には、ゲインの四〇%の部分は非課税になるということでありませう。

フランスでは、わが国と同じ二六%の申告分離課税ですけれども、譲渡額五万フランまでの非課税という特別措置があります。この点の違いは、やはり個人投資家にとっては大きいかと思われませう。ロスの繰り越しについても五年間可能だということだ。

それから、最後に市場活性化に成功した良い例と賞されるドイツですが、ご存じのように、保有期間が一年超の長期キャピタル・ゲインについては非課税となっております。その他、低所得者を対象とした、株式投資に対する奨励金制度が存在しませう。ただ、ここで注意すべきは、ドイツではキャピタル・ゲインの非課税が既に一九二〇年代から実施されていて、そうした制度変更がそもそも証券市場の発展や個人投資家の育成を狙いとしたものではなかつたということだ。ドイツは、かつてはアメリカと同じように包括的所得税の思

想が強い国だったのですが、後にイギリスと同じように、所得周期説、つまり反復的に生じるものしか所得とはみなさない考えに基づいて、原則としてキャピタル・ゲインは所得とはみなさなくなつたのです。だから、一九九〇年代にドイツは間接金融から直接金融への移行に成功したと言われますが、しかし税制についてはそれほどストリートに市場活性化に貢献したとは考えておりません。ちなみに、株式投資の奨励金制度も既に一九八〇年代の初期に導入されたものです。

三 現行税制の問題点と改革の論点

以上、国際比較の観点から、日本と諸外国の制度を概観したわけですが、そこで改めてわが国の現行の金融所得税制について評価してみますと、やはり大きな点としては、二つあるうかと思われ

ます。一つは、異なる金融所得に対する課税上の扱いに整合性を欠いていること。つまり、所得の種類とか金額の大きさに応じて適用税率と課税方法が異なることがあります。例えば、キャピタル・ゲインについては、現物が分離課税、デリバティブが総合課税、債券が非課税というように、課税制度がバラバラでありまして、配当についても源泉分離と総合課税の選択制がとられているように、同じ種類の所得に対しても互いに相反する課税方式が混在しています。

もう一つ、これもよく言われることですが、利子所得が有利である反面、株式投資に対しては非常に税負担の重い制度になっていることです。これは、利子と配当、キャピタル・ゲインに対する税率の違いはもちろんありますが、エクイティー関連の所得について、法人税との二重課税の排除が十分なされていないという点からも生じている

と考えられます。

こうした点から、現行の金融所得税制が、課税の公平、中立といった基本原則を侵害しているのは明らかでありまして、特にエクイティー所得に対して課税上厳しいといった側面は、企業の資金調達方法を歪めて、現実の間接金融優位の状況をもたらした一因であると考えられます。したがって、金融所得間の中立性を確保して、直接金融へのパイプを太くするためにも、少なくとも税制面での利子の有利性は取り除く必要があります。

それで、今後の金融所得税制のあり方を考える際に、重視すべきポイントとして、どういった点があるかと申しますと、一つ目が、資本所得ないし資産所得と勤労所得との課税バランスをどう図るかという点です。両者の違いを無視して、総合的に扱った方がいいのか、あるいは資本所得と勤労所得は別々に課税したほうがいいのか。この点

をはつきりさせる必要があります。二つ目が、異なる資本所得間の課税バランスをどう図るかという点です。それぞれの利子、配当、キャピタル・ゲインといった金融所得を別々に課税すべきか、あるいは包括的に課税した方がいいのか。それから、今回の報告では検討しておりませんが、資本所得の中でも、金融所得と家賃や土地のキャピタル・ゲインといった不動産所得ですね、つまり、金融資産所得と実物資産所得との課税バランスをどう図るかといった論点も重要になってくると思われるます。

四 三つの租税論

このような問題に対して、これまでの伝統的な租税論は大きく三つの考え方を留意しております。その概要については、表3を参照してください

表3 伝統的な租税論

	包括的所得税論	支出税論	最適課税論
基本的考え方	個人の経済力の増大に貢献するあらゆる種類の所得を合算し、それに累進課税を行うことで課税の公平性が最大限確保できるという考え方	納税者の生涯にわたる経済力に近似する消費支出に対して累進課税を行い、そのうえで適切な資産課税を組み合わせるべきという考え方	課税による経済効果、所得分配、徴税費用、リスクなどの所得の異質性に着目し、社会的厚生を最大化する形で、種類の異なる所得に対する課税方法を求める考え方
公平の基準	年間の所得	生涯の所得	生涯の効用
問題点等	<ul style="list-style-type: none"> 発生段階での課税、帰属家賃・現物給付等への課税が困難 納税者番号、資料情報制度等、すべての所得を正確に捕捉する体制を整備する必要 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蓄の把握が困難 消費の捕捉をめぐっては包括的所得税と同様の問題が生じる 諸外国を含む現行制度との乖離が著しい 	<ul style="list-style-type: none"> 所得の異質性を税制に正確に反映させることは不可能 社会的厚生関数の導出にあたって、中立性や公平性など重点をどこに置くか価値判断が必要

い。

① 包括的所得税論

まず一つ目の「包括的所得税論」ですが、これは一定期間内、通常は一年でありますが、その間に生じるあらゆる所得を合算してそれに累進税率を課するのが一番公平なんだという考え方でありまして、もちろんこのとき利子、配当、キャピタル・ゲインといった金融所得は、すべて給与など他の所得と合わせて累進総合課税されることとなります。

包括的所得税の特徴としては、発生主義で所得を定義しているということで、経済的に所得が発生している限り、具体的な現金収入を伴っていないくても課税対象になるということです。例えば、株の含み益、つまり実現していないキャピタル・ゲインとか、持ち家からの帰属家賃あるいは企業

から従業員に提供されるプリンジ・ベネフィットといったものも、課税ベースに含まれることとなります。

一方、そうした包括所得税の問題点としては、あらゆる個人の所得を正確に捕捉するには、効率的に名寄せするシステムが必要となるので、どうしても納税者番号制度なり資料情報制度といった捕捉体制の整備が欠かせないということです。

また、現実問題として、発生段階での課税、帰属家賃、現物給付に対してきちんと課税することは、主に評価上の問題から困難でありますし、資産所得に課税する場合にはインフレへの対応が難しいといった点も指摘されております。

さらに、そうした執行上の問題を離れて、包括的所得税について理論的に最大の問題と言われているのが、貯蓄の二重課税です。つまり、これによって生涯で見た公平が達成されないという問題

であります。もちろん包括的所得税が、所得を一年で定義しているので、二重課税は包括的所得税の立場に立つ限り問題はないんですけれども、一般の感覚としても、より長期的に所得を定義した方が、個人の経済力をより正しく把握できるのではないかと考えられます。

所得税は利子に対して課税する。所得を一年で定義する以上、これは当然です。ただ、やはりその利子というのは、消費を現在から将来に先延ばしすることの報酬にすぎないんだ。今年の一〇〇万円と、利率率が五％であれば、来年の一〇五万円は等価なはずだ。にもかかわらず、所得税はその五万円にも課税してしまう。

したがって、所得税というのは将来の消費を現在の消費よりも不利にしてしまう。結局、稼いだお金をすぐに使ってしまう浪費家よりも、将来に備えてせっせと貯蓄に励む儉約家が損をしてしま

うこととなります。こうした二重課税を回避するには、次の支出税のように、貯蓄は非課税にして、資本所得は消費段階で一回だけ課税する。あるいは、消費の繰り延べの対価にすぎない利子、特に安全資産からの利子については課税しないということとなります。

それから、後述の二元的所得税の話と関連して、現実の総合所得税のもとでは、キャピタル・ロスの控除とか負債利子の控除によって、高所得者に有利になる面があります。この点は実際にスウェーデンやノルウェーが、それまでの総合所得税をやめて、二元的所得税を採用した理由の一つと言われております。

例えば、スウェーデンでは、一九九一年の改革前に総合所得税が採用されていたんですが、そのとき、帰属家賃は軽く課税されていたということもあって、借り入れ、ローンを利用した住宅投資

がさかんに行われたという事実があります。

このとき、借り入れにかかる支払い利子の控除を利用して、課税所得を低く抑える一方で、キャピタル・ゲインについてはできるだけ実現を延期しながら、ロスについては早めに実現して他の所得から控除する。そうした節税が非常によく行われたということです。

注意しなければいけないのは、そういった負債利子とかキャピタル・ロスの控除というのが、総合所得税のもとでは、限界税率が高い、お金持ちの人ほどメリットが高くなるということです。そのため、そういった高所得者の租税裁定行為によって、スウェーデンの資産所得税からの税収は実質マイナスになってしまい、所得税の再分配機能は全く働かなくなってしまったと評価されております。

② 支出税論

それから二つ目の支出税論ですが、この税は、生涯の所得あるいは生涯の消費機会と言ってもいいのですが、これを担税力の指標と考えまして、それに近似するものとして年々の消費支出に対して累進課税を行います。しかし、消費されなかった部分は支出税で捕捉されませんので、併せて適切な資産移転税、つまり相続税とかいったもので補完することが重要になります。

実際に一年間の消費額を直接計算するというのは極めて難しいので、所得 \parallel 消費 $+$ 貯蓄という関係から、年々の所得額から毎期の貯蓄額を控除した額、つまり、所得から毎年の預金額や証券投資額を引いて、それに対して累進税率を適用する。したがって、貯蓄とか投資というのは非課税とされるので、所得税のような「貯蓄の二重課税」という問題は起こりません。金融所得はそれが消費

された段階で初めて課税されることになります。

キャピタル・ゲインについても同様に、包括的所得税のように発生主義に立って、毎年どれだけのゲインが生じたかというような計算をする必要が全くなくなります。ましてや、取得価格を過去に溯って確定する必要がなくなるため、包括的所得税のもとでの取得費のインフレ調整という厄介な問題も回避されます。

しかし、支出税も大きな難点を抱えておりまして、所得から貯蓄を引いて消費を捉える以上、まず所得の捕捉をめぐっては包括所得税と同じ問題、つまり帰属家賃とかフリンジ・ベネフィットの把握といった問題が生じます。加えて、貯蓄の把握はさらに厄介で、伝統的な支出税では、保有資産のほとんどは、課税当局に申告して、登録しておかなければなりません。支出税の場合、資産の捕捉漏れは、そのままそうした資産から非課税

の消費を許すことになり、公平性だけでなく税収の点からも、所得と貯蓄の双方をしつかり捕捉する体制が求められるからであります。

おそらく世界中の経済学者の過半は、理論的に支出税は所得税に優ると評価しているものと思いますが、それなのになぜ依然として支出税の導入が困難であるかといえますと、次の二点が大きな理由だと考えられます。

一つは移行期の問題で、それまで所得税を支払った人は支出税への移行後も消費段階で課税されることになるので、何らかの救済措置が必要になってくることです。同時に、移行期には、税制の変更を利用した租税回避への誘因が強まるので、そうした動きを阻止しなければならなくなる。しかし、そうした問題への対応が実際問題として非常に難しいということなのです。

それから、もう一つは国際課税上の問題でし

て、世界中の多くの国が現実に所得税を実施している中で、一国だけが貯蓄を非課税とするような支出税を採用するのは、税の調和、タックス・ハーモナイゼーションを乱すという意味で良くないだろうということなのです。そういった事情もあって、現在、世界でこの税を採用している国はないのです。

余談ですけども、かつて一九五〇年代に、イギリスの経済学者のニコラス・カルドアの勧告に基づいて、インドとスリランカでこの税が実施されたことがあります。しかし、やはり税務行政上の問題が大きく、ほとんど税収をあげることなく、短期間のうちに廃止されております。

③ 最適課税論

それから最後、三つ目の最適課税論ですが、これは非常に理論的な考えでちょっと難しいので

す。どういふものかといえますと、主に資源配分や所得分配に与える影響、つまり効率とか公平といった基準をもとに、一定の税收を得るのに国民の満足度が最も高まるような税体系を求めるといふ考え方であります。

このとき、金融所得と勤労所得は、その性質に依じて異なる税率で課税されて、金融所得の中でも種類の異なる所得、例えば、利子と配当というのはおそらく異なる扱いを受けることになりま

す。一方で、勤労所得でも、厳密に言えば、大企業に勤めるサラリーマンの所得と、中小企業で働く人の給与といったものは、その安定性の点からも異なる税率なり、課税方法で課税されることになるかと思えます。

また、所得の性質といった点でも、どういふ基準で所得を評価するのかによって、異なつた課税方法が導かれていきます。例えば、効率性を重視

すれば、通常資本所得というのは勤労所得よりも足が速いと考えられますので、したがつて勤労所得よりも資本所得には低い税率を課すべきことになり

ます。

逆に、公平性を重視しますと、資本所得の方がお金持ちの人にとって特有の所得ですので、勤労所得よりも資本所得を重く課税すべきという結論になります。そのため、理論的には非常に優れている考えだと思つたのですけれども、大きな問題点として、中立性とか公平性を始めとして、どういふ基準に重点を置くかという価値判断がまず必要になつてくるということ。それから、もっと根本的な問題は、そうした所得の違つた性質、例えば、どれだけ税を回避しやすいかといった点を全面的に税制に反映させることは、執行上到底不可能だということです。

五 二元的所得税論とは

そこで、このような既存の租税論に伴う問題点をある程度解決して、今後の経済情勢により適合した税制モデルとして比較的有望と思われるのが、二元的所得税の考え方であります。その概要について申し上げますと、所得を勤労所得と資本所得に大別して、勤労所得には累進的に課税するが、資本所得については低率で分離比例課税するといった租税体系であります。このとき金融所得は資本所得としてすべて合算され、勤労所得よりも低いフラット税率で課税されることとなります。また、そのキャピタル・ロスについても、原則としてそうした金融所得全体から控除されることとなります。

① 二元的所得税の根拠

それでは、そもそもどういった理論的根拠から、このような分離課税体系が正当化されるかといえますと、実は二元的所得税も税制の執行可能性にある程度配慮しながら、先ほどの三つの伝統的租税論のメリットを摂取していると言うことができます。

まず、勤労所得よりも資本所得を軽く課税するというのは、支出税と最適課税論の考えから導かれてきます。つまり、先ほど申し上げましたように、支出税論は貯蓄の二重課税の観点から、安全資産収益については非課税とすべきことを主張します。もちろん、金融所得の中には、元本確定の利子に限らず、キャピタル・ゲインといったいわゆるリスク資産からの収益がありますので、貯蓄の二重課税を回避するという意味では、例えばそうしたキャピタル・ゲインのうち市場利子率を超

える部分については通常の課税を行わなければなりません。

ところが、実際に安全資産収益部分と危険資産収益部分を区別するのは、税の執行上かなり大変です。そこで、両者を区別しないでまず一緒に課税する。しかし、そのとき、貯蓄の二重課税の要素を考慮して、勤労所得よりも低い税率を資本所得に対して適用することが正当化されるわけです。

同様に、最適課税論も、効率性の点から生産要素のいわゆる弾力性というものですが、その大きさに応じて税率に格差をつけることを主張します。

前に申し上げたように、一般的にお金よりも人間の方が移動しにくいので、資本よりも労働を重課した方がいいことになります。しかし、最適課税論からは、所得は勤労所得と資本所得だけ

でなく、もっと多くの累型に分けて課税すべきことになりませんが、この点でも二元的所得税は執行面での制約を考慮して、所得は、その違いがはっきりしている勤労性のものと資本性のものとに分するだけで良しとしております。

最後に、勤労所得と資本所得というそれぞれのカテゴリーの中で総合課税を行うのは、もちろん包括的所得税の考えに依ります。特に、資本所得の包括化という点では、最適課税論のように、課税対象を区別する際に生じる恣意性をなくして、異なる金融資産間の選択における中立性、水平的公平の確保に貢献すると考えられます。

それから、包括的所得税の立場からは、他にも人的資本課税の観点から資本所得の低率課税が理論的に正当化されます。包括的所得税は、人的資本のキャピタル・ゲインにも課税する必要がありますが、実際はそうではありません。そこで、そ

うした人的資本の値上がり益への課税を含めるように、実際の賃金に対する税を設計すると、その税率は資本所得に対する税率よりも高くすべきだということになるわけです。

② 二元的所得税の特長

それで、基本的には以上のような理論構造によって特徴づけられるのですが、では、この二元的所得税制には租税政策上いったいどのようなメリットがあるかといいますと、まず支出税による根拠の裏返しで、やや大ざっぱで不完全な形ではあるのですが、貯蓄の二重課税の問題を緩和します。それがまず第一点です。

それから、二番目として、特にこの点が二元的所得税のメリットとして一番強調されることです。現代のグローバル化した経済のもので、資本所得に対して軽く課税することによって資本逃避

を防ぐことが可能になります。また今後、グローバル化がさらに進展して、他の国々で資本所得税率を下げる動きが生じた場合、これは租税競争の点から問題がありますが、そういった場合にも、勤労所得課税に影響を与えることなく、資本所得税率だけを弾力的に引き下げていくことが可能になります。

それから、三番目に、キャピタル・ゲイン課税の適正化です。現実の総合所得税のもとでは、いずれの国もキャピタル・ゲインについてはきちんと課税できていないのが現状です。例えば、先ほど見たアメリカでも、発生段階での課税は事実上不可能ですので、実現されたゲインに対しては通常の所得税率の約半分まで課税しております。

どうしてフルに課税しないかといいますと、まず長期に発生して実現したキャピタル・ゲインは、それに対して累進税率がかかるので、たまた

まそのゲインを実現した年の税負担が大きくなってしまふ。そうした不利益を避けるために、まず長期的なキャピタル・ゲインについては税率を引き下げる必要があるということです。

もう一つは、よく言われることですけれども、資産の流動性を阻害するようなロツクイン効果、さらにはインフレ・ゲインへの課税、これを緩和するためなんだ。そういった理由から、キャピタル・ゲインに対しては、ほとんどの国で何らかの特別措置がとられているのが実態であります。

しかし、そういったゲインに対する優遇措置、低率の課税は、かえつて、さらに他の資本所得からキャピタル・ゲインに所得形態を転換して節税しようとするインセンティブを引き起こすことになりまふ。実際、アメリカでもしばしばそういった傾向が見られております。

これに対して二元的所得税ではどうかといいま

すと、もちろん二元的所得税でもキャピタル・ゲインについては実現段階で課税することは変わらないのですが、このとき、比例課税を行うことによって、まず所得税の下での過大な負担による不利益というのは解消されます。それからキャピタル・ゲインに対する低率の課税は、同様にロツクイン効果やインフレ課税の弊害も緩和します。さらに、二元的所得税のもとでは、キャピタル・ゲインを他の資本所得と同じ税率で課税しますのでも、先ほどの所得形態の転換による租税裁定の機会というのは消滅します。この点は、特にデリバティブなど、最近の金融技術の発展で、所得形態の転換が容易になっている今日において、非常に意義深いと思われまふ。

五番目ですが、先ほどのスウェーデンの例にもありましたように、総合課税のもとでは、キャピタル・ロスとか支払い利子の控除を利用すること

によって高所得者ほど有利となる側面がありましたが、二元的所得税はそうした租税裁定を制限できません。というのは、二元的所得税では、資本所得と勤労所得の課税体系が分離されますので、そうした損失控除の作用を低い税率で課税される資本所得に限定できるからであります。

最後に、二元的所得税のメリットとして、法人税と所得税の二重課税調整がより容易になるといふ点があります。現実の総合所得税のもとでは、例えば配当に対する限界税率は個人ごとに異なり、他の所得の大きさによって変わってきますので、個人の限界税率に応じて二重課税調整を行う必要があります。そのため、実際は先ほどのインピュテーション方式のように複雑な制度を採用するしかなかったのですが、それに対して、二元的所得税では、資本所得がすべての個人で一律の比例課税となりますので、基本的には所得税率と法

人税率を等しくすることによって、例えば配当は個人段階で課税しないことで、より単純に所得税と法人税の統合が可能になるということであります。

③ 二元的所得税の問題点

以上が二元的所得税の長所としてあげられる点ですが、話をもう少し進めて、日本が現実にはどのような税法系に移行していくとした場合、具体的にどのような問題点を検討していかななくてはならないかについて考えてみたいと思います。ここでは四点あげております。

まず一つ目が、キャピタル・ゲイン課税の実際的な問題でありまして、すべての金融所得間の中立性を確保するためには、税率だけでなく、もちろん課税方法も同じにする必要があります。したがって、現行制度をすべて一律に申告分離課税

とするか、源泉分離課税とするか、どちらかに統一する必要があるのですけれども、いずれもそれぞれ問題があるということです。

仮に、申告分離に一本化した場合は、当然利子をはじめとしてすべての金融所得を申告納税に切りかえるべきです。しかし、やはり利子に対する源泉分離課税を廃止するというのは、政治的に難しいと思われますし、それから、すべての金融所得をつかまえて、そこからキャピタル・ロスを控除できるようにするには、納税者番号を基本とする執行体制を整えていく必要があると考えられます。

一方で、もし源泉分離課税に統一するとすれば、現行のみなし利益に対する課税は廃止するとしても、源泉で実額のキャピタル・ゲインに対する課税、それによって課税を完結させるシステムを検討する必要が出てこようかと思えます。た

だ、そういった場合、取得価額の把握とか、他の金融所得がどれだけあるのかといった点、それからキャピタル・ロスを適切に控除しなければならぬ点などを考慮しますと、非常に複雑なシステムになるのではないかと。やはり実行可能性という点では問題が残ります。

もちろん、現在の流れとしては申告分離に一本化されることになっているわけですけれども、それを前提として二元的所得税に移行していくとすれば、やはり納番制の導入なり、金融所得の申告納税化というのが今後の大きな課題になってこようかと考えられます。

二番目として、二元的所得税は、支出税論を主たる根拠として、生涯の消費機会に課税することを目指しているのですが、親からの相続なり遺産継承というのは、当然個人の消費機会を増大させますので、相続税といったような資産課税の役割

が高まるということでありませぬ。

これから日本は高齢化が進んで、社会保障費のウェイトが高まっていくのは確実ですが、その財源として消費税の引き上げが検討されており、よつに、この先、税体系全体の課税ベースが消費にシフトしていくだろうと予想されます。そうした要因を勘案しても、今後ますますストツクに対する課税が再分配政策上重要になってくるのではないかと考えられます。

三番目に、二元的所得税体系の中に法人税をどのように位置づけるのかという問題です。理論的には先ほど申しましたように、源泉での法人税に資本所得税を委ねて、個人段階での課税をなくしてしまつというのが妥当なんでしょうが、ただいきなり個人課税を廃止するというのも現実的ではありません。

それに、法人税の場合は、転嫁の問題、つま

り、結局法人税を誰が負担しているのかわからないという問題がありまして、そのような税に対して、個人段階の配当課税やキャピタル・ゲイン課税を任せていいのかという懸念もあります。

したがつて、当面は個人段階での配当とキャピタル・ゲインに対する課税は残ると思われませぬが、そういった場合には、当然二重課税の問題が出てきますので、その調整について別途、北欧の方式などを参考に検討していく必要があります。

四番目、最後ですけれども、二元的所得税のもとでは、資本所得が税体系上有利になってきますので、勤労所得から資本所得に転換することによつて、新しい租税回避の道が開かれるということとであります。

例えば、非公開企業の経営者というのは、大体オーナー経営者で、自分で自分の会社の株を持ってあります。したがつて、企業の所得を自分に対

して給与として支払うか、あるいは配当として支払うかといった点に関して、かなり裁量があります。そういったときに、本来勤労所得であるはずのものを資本所得に転換することで税額を少なくすることができるようになります。

実際、これを防ぐには、北欧諸国がやっているように、事業所得者の資本所得を、例えば資本金などから機械的に帰属計算するわけですが、それによって一旦資本所得を算出して、それを企業の所得から引いて、残りを勤労所得とするといった措置が考えられます。いずれにしても、そうした租税回避を防ぐような厳格な課税ルールが必要になってくるということでもあります。

むすび

これまでお話ししたように、二元的所得税とい

うのは、もちろん検討課題もいくつかあるのですが、金融所得税制の今後を考えるにあたってはかなり有力な指針になるのではないかと思えます。

特に、先に言及した点もあるのですが、次のような現実的な要因も考慮すると、二元的所得税の魅力はさらに高まると考えられます。一番目が、グローバル化による資本逃避の可能性。これは当然あるわけですし、資本所得に対しては、やはりそれほど高い税率はかけられない。現実問題としてせいぜい三〇%ぐらいが限度ではないかということとです。二番目が、IT化による金融所得形態の転換の可能性ということで、この点は東大の中里先生がよく強調されているのですが、デリバティブとかストラクチャード・ノーツ、そういった複雑な金融商品が続々と出てきまして、それがどんどん広まっていますと、現行のように所得の種類ごとに課税制度を区別するやり方というのは、

機能しなくなるのではないかとということです。三番目が、高齢化の進展から、今後貯蓄率が低下していく可能性があることから、日本の個人金融資産額が大きいとは言いますが、今後ともできるだけ貯蓄とか投資を阻害しない税制が望ましいだろうということでありませう。

そこで、最後に現行の制度から、二元的所得税への移行を図るとして、実際どのような改革が必要なのかといいますと、一言でいえば、すべての金融所得に対する分離課税をまず実現することに尽きます。具体的には、現行の配当課税など金融所得に対する総合課税を廃止して、その税率を低率の水準に揃えるということです。また、キャピタル・ロスとか金融資産の購入にかかった借入れの利子といったものが、すべての金融所得から控除できるシステムを構築することも肝要です。控除しきれないロスについては、当然、翌年以降へ

繰り越されるべきです。金融所得税の領域では、このような措置が差し当たっての重要課題になってくるのではないかと考えます。

税制改革というのは、もちろん、まずもって税の公平や中立といった基本原則に則って行われるべきものですが、だからといって、株価対策は論外としても、証券市場の育成という政策的観点から軽視されてよいかということ、そうでもありません。問題は、税法系全体の整合性を図りつつ、いかに証券市場の発展に資する税制を構築していくかでありまして、そういった意味からも、二元的所得税はそうした二つの要請のバランスを図るうえで格好のモデルではないかと考えております。

あと、ご質問があるうかと思いますが、お答えできる点はこの場でお答えして、わからない点は調べさせていただいて、改めてお答えしたいと思えます。それから、今日は非常に多くの論点にわ

たってお話ししたので、話の中におかしな点があったかもしれませんが、もしお気づきの方があれば、ご指摘いただければと思います。ご質問のある方はお願いします。

質問 ちよつとポイントが外れた質問かもしれませんが、他の国では、例えば不動産等を取得して売買ったというような、不動産からのキャピタル・ゲイン、オア、ロスについては、似たような税制がとられているのでしょうか。これは金融所得だけですね。

答 他の国、例えばアメリカですと、不動産のキャピタル・ゲインも株式のキャピタル・ゲインも、統合した制度で課税がなされています。したがって、住宅のキャピタル・ゲインに限り五〇万ドルの非課税措置がありますが、不動産一般の長期キャピタル・ゲインについても、株式と同じよ

うに最高二〇%の税率で課税されるという状況になっております。

質問 例えば、証券投資と同じということになるわけですね。

答 アメリカの場合はそうだと思います。二元的所得税を採用しているスウェーデンの場合も、原則として不動産のキャピタル・ゲインも株式のキャピタル・ゲインも資産所得の一つとして合算して課税されます。ただ、スウェーデンの場合も住宅のゲインについては、その半額は非課税となるという例外があります。

質問 あと、借入れ利子まで落とせる、落とせるという言い方はおかしいですが、ロスの中に入れられるという計算の仕方は、ちよつと私聞き逃したかもしれません、他の国は認められているんですか。

答 ええ、そうですね。基本的にはアメリカやス

ウェーデンでも認められております。正確には、借入れ利子をロスの中に入れられるというのではなくて、当該資産所得、この場合キャピタル・ゲインですが、それを獲得するための経費として借入れ利子の控除を認めるということですよ。アメリカの場合、証券購入目的での借入れにかかる利子は、キャピタル・ゲインを含む資産所得の額まで控除が認められ、控除しきれない利子は繰越しもできることになっています。

ちなみに、日本の場合ですと、株式購入のために借入れをした場合にその支払い利子については、基本的に総合課税を選択したときの配当所得から引けることになっていますが、その株式を売ってキャピタル・ゲインを得た年に限っては、その年の配当収入から控除されないで、申告分離課税を選択した場合のゲインを計算する際に、ロスと同様に引けることになっています。

質問 ちよつと何点か、細かい点をお伺いしたいのですけれども、金融所得とかいう形で二元的に資本所得に課税するといった場合、諸外国との二重課税の調整とかは、そういった税制をとった場合はどうやって行うのか。他の国では、例えば、利子、配当、キャピタル・ゲインという形で租税条約を結んでいる。あと、そういった国と二元的所得課税をとっている国、金融所得という分類でやっている国とか二重課税を調整する場合にはどういった調整の仕方があるのかなという話。

それから、法人税と所得税の二重課税の調整で、先ほどは、配当は個人段階で非課税。もちろん、個人と法人の税率を合わせるという前提でのお話だったと思いますが、キャピタル・ゲインの場合はどういった調整の仕方をすればいいのか。留保所得とキャピタル・ゲインの二重課税については、北欧諸国ではどういった調整の仕方をして

いるのか、その点についてちょっと教えていただきたいのですが。

答 まず、国際的二重課税の問題ですけれども、結論としては、通常行われているような外国税控除方式である程度対処できると思います。当然、今の日本の制度というのは、利子、配当に対しては、事実上源泉分離課税が行われているわけですが、例えば、日本が二元的所得税を採用したとして、日本の投資家が外国の株を買った。その株の配当に対して外国で源泉徴収された。そのとき、配当が日本国内で金融所得として課税された税額から、外国での源泉徴収分を控除するという形で、基本的にはクリアされるんじゃないか。反対に、二元的所得税を採用する国でも、非居住者に支払われる資本所得に対して、利子、配当などそれぞれその所得ごとに源泉徴収を行えば、現行のような外国税額控除が可能になると思います。もち

ろん、おっしゃるように個別の国との具体的な取り決めは租税条約によるものですので、この点はフィンランドやノルウェーなどが諸外国とどのような条約を結んでいるのかもっと詳細に調べなければならぬと考えています。

二つ目の、キャピタル・ゲイン、つまり留保所得の二重課税の問題ですが、これは非常に難しいのですけれども、北欧諸国の中では、フィンランド、スウェーデン、デンマークといった国は二重課税調整を全くやっていません。

そういったなか、ノルウェーだけは留保所得の二重課税問題に対して、非常に精緻な方法で取り組んでおります。この国では、RISK方式と呼ばれる調整法が採用されているのですが、法人所得から配当と支払い税額を引いたものが課税後の留保所得でありますので、この課税後の留保利潤額に応じて個人のキャピタル・ゲインを調整する

というやり方です。基本的には、課税後留保利潤に個人の持ち株比率を掛けた額だけ、個人の段階で当該株式の取得価格を引き上げるといって、キャピタル・ゲインの額を修正するというものです。

ただ、理論的にはそうなのですが、現実問題としては、子会社の増益で親会社の株価が高くなる場合や企業分割や合併が行われる場合に、非常に厄介な問題が出てきまして、それに対処するためには、税務コストが高つくという難点があります。そのため、当初はそういった複雑な制度は長続きしないんじゃないかと言われていたのですけれども、一九九二年に改革がなされて、その後、現在に至るまで一応この制度は継続しております。留保利潤の二重課税については、そういったノルウェーの例が参考になると思います。

野村 他にどなたか、ご質問ございましたら、

うか。それでは、今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

(のむら ひろやす・当研究所研究員)